

名勝及び天然記念物「長瀬」指定 100 周年記念 ロゴマーク使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名勝及び天然記念物「長瀬」指定 100 周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が定める、名勝及び天然記念物「長瀬」指定 100 周年記念ロゴマーク(以下「ロゴ」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(ロゴの種類)

第2条 ロゴの種類は、名勝及び天然記念物「長瀬」指定 100 周年記念ロゴマークマニュアルのとおりとする。

(ロゴに関する権限)

第3条 ロゴに関する一切の権限は、実行委員会に帰属する。

(使用の手続)

第4条 ロゴを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ実行委員長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が専ら報道の目的で使用するとき。
- (2) その他実行委員長が使用を適当と認めるとき。

2 申請者は、名勝及び天然記念物「長瀬」指定 100 周年ロゴマーク使用(変更)承認申請書(様式第1号。以下「使用申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて実行委員長に申請しなければならない。

- (1) ロゴの使用の内容がわかる資料
- (2) その他実行委員長が必要と認める書類

3 実行委員長は、使用申請書を受理したときは、その内容を審査した上で使用の承認の可否を決定し、名勝及び天然記念物「長瀬」指定 100 周年記念ロゴマーク使用承認・不承認通知書(様式第2号。以下「使用承認・不承認通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

4 実行委員長は、前項の承認をする際、ロゴの使用法その他について、条件を付すことができる。

(使用の承認期間)

第5条 前条第3項の承認の期間は、1 年以内とする。ただし、実行委員長が特に認めるも

のについては、この限りでない。

(使用の制限)

第6条 実行委員長は、ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを承認しないものとする。

- (1) 実行委員会・長瀬町・一般社団法人長瀬町観光協会の信用を毀損するとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政治団体及び宗教団体への支援と誤認されるとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令等に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために使用するとき又はそのおそれがあるとき。
- (6) その他ロゴの使用として不適當であると実行委員長が認めるとき。

(承認内容の変更等)

第7条 第4条第3項の承認を受けてロゴを使用する者(以下「使用者」という。)が、使用の承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用申請書を、再度提出し実行委員長に申請しなければならない。

2 実行委員長は、使用申請書を受理したときは、その内容を審査した上で使用の変更の承認の可否を決定し、使用承認・不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第8条 実行委員長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴの使用の承認を取り消し、当該使用に係る物件の回収を求めるなど厳正な措置を講ずるものとする。この場合において、使用者に生じた損害に対しては、実行委員会はその責めを負わない。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) ロゴの使用の承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段によりロゴの使用の承認を受けたことが判明したとき。
- (4) その他ロゴの使用が適當でないと認めるとき。

2 実行委員長は、ロゴの使用の状況等を確認するため、必要があると認めるときは、その状況を調査し、又は使用者に報告させることができる。

(経費の負担)

第9条 ロゴの使用に係る経費については、実行委員会はこれを負担しない。

(使用に係る問題)

第10条 ロゴの使用に係る問題が生じたときは、使用者が速やかに対処するものとし、実行委員会は一切の責任を負わない。

(実行委員会解散後のロゴマークの対応について)

第11条 実行委員会が解散した後のロゴの使用に関する権限は、長瀬町及び一般社団法人長瀬町観光協会に帰属するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月15日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年ロゴマーク使用（変更）承認申請書

年 月 日

名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会 実行委員長様

申請者 住 所
団体名
代表者
連絡先

ロゴマークを使用したいので、次のとおり使用の承認を申請します。

使用商品名：

使用目的：

使用期間： 年 月 日から 年 月 日まで

使用方法：（使用物件名称・数量・その他）

添付書類：① ロゴマークの使用の内容がわかる資料

② その他実行委員長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年ロゴマーク承認・不承認通知書

年 月 日

様

名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会実行委員長

年 月 日付けで申請のあった下記記載のロゴマークの使用に関しては、
（承認・不承認）いたしましたので、通知いたします。

記

使用商品名：

承認の場合はその条件：

以上